平成２３年（フ）第５５８号
福岡県糸島市篠原東２丁目13番13号　102
債務者　花田　駿介
1　決定年月日時　平成23年４月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月７日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第５７０号
福岡市早良区田村３丁目14番20―202号
債務者　田中　美純
1　決定年月日時　平成23年４月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月７日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第５７１号
福岡市早良区原５丁目７番１―404号
債務者　井上登志子
1　決定年月日時　平成23年４月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月７日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第５７６号
福岡市東区箱崎１丁目11番11号
債務者　竹井　照子
1　決定年月日時　平成23年４月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月７日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第５９０号
福岡市中央区福浜１丁目１番10―702号
債務者　岩下ゆかり
1　決定年月日時　平成23年４月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月７日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第３６号
福岡県小郡市干潟1829番地３、前住所福岡県大野城市山田４丁目18番18号　レトア山田203号
債務者　進藤　知子（旧姓堤）
1　決定年月日時　平成23年４月７日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月７日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２３年（フ）第１０３号
沖縄県島尻郡与那原町字板良敷133番地の５呉屋アパート301
債務者　屋良　和美
1　決定年月日時　平成23年４月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月７日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２２年（フ）第１００号
岩手県北上市更木18地割74番地
債務者　半田　吉明
1　決定年月日時　平成23年４月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月８日まで
盛岡地方裁判所花巻支部

平成２３年（フ）第１８号
岩手県北上市柳原町５丁目11番７号　アンプランソレイユＡ棟101号、前住所岩手県北上市柳原町４丁目12番14号
債務者　井上ソノカ（旧姓高柳）
1　決定年月日時　平成23年４月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月８日まで
盛岡地方裁判所花巻支部

平成２３年（フ）第２３号
岩手県北上市常盤台４丁目６番93号　青桐荘２号、前住所福島県郡山市富久山町久保田字三御堂94番地の８
債務者　城坂　廣子
1　決定年月日時　平成23年４月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月８日まで
盛岡地方裁判所花巻支部

平成２３年（フ）第２５号
岩手県北上市北鬼柳15地割141番地１シャーメゾンインターＢ―102、前住所岩手県北上市北鬼柳17地割114番地２　コーポサンフレーズⅡ103号
債務者　佐藤　知美（旧姓藤根）
1　決定年月日時　平成23年４月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月８日まで
盛岡地方裁判所花巻支部

平成２３年（フ）第２６号
岩手県北上市青柳町１丁目５番18号　コーポタカダ101号、前住所岩手県北上市大堤北２丁目４番１―406号　県営大堤アパート
債務者　千田　孝子
1　決定年月日時　平成23年４月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月８日まで
盛岡地方裁判所花巻支部

平成２３年（フ）第３２号
岩手県花巻市桜町４丁目332番地19、前住所岩手県花巻市桜木町２丁目171番地１
債務者　近藤　喜美
1　決定年月日時　平成23年４月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月８日まで
盛岡地方裁判所花巻支部

平成２３年（フ）第１０号
秋田県由利本荘市大鍬町350番地　コーポ春日22号室
債務者　佐藤美恵子
1　決定年月日時　平成23年４月８日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月８日まで
秋田地方裁判所本荘支部

平成２３年（フ）第９７号
山梨県南巨摩郡富士川町鰍沢340番地24
債務者　渡邉　允雄
1　決定年月日時　平成23年４月８日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月８日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第２３号
山口県光市虹ケ浜２丁目８番25号　永山アパートＤ、前住所山口県光市光井２丁目13番９号
債務者　渡邉　豊子
1　決定年月日時　平成23年４月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月９日まで
山口地方裁判所周南支部